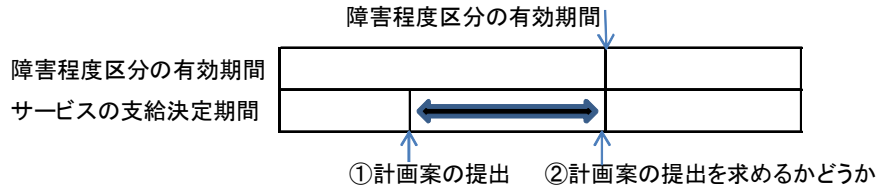
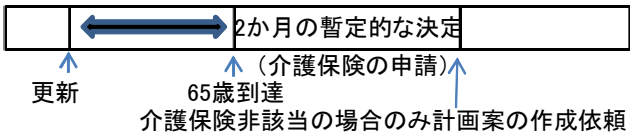
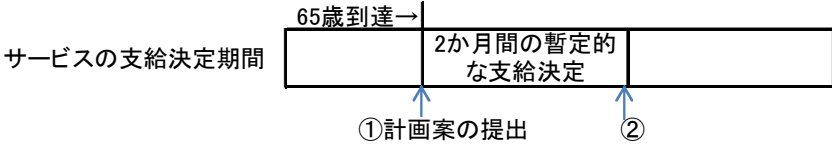


No.	項目	質問	回答	備考
1		児童区分や適用する支給決定基準(者Ⅰ～Ⅲ、児Ⅰ・Ⅱ)について、どのように特定相談支援事業所に伝えるのか。	基本的にサービス等利用計画案の作成においては、利用者の支援にあたり必要な支給量を計画案に記載することとなるため、必ずしも児童区分や支給決定基準が作成にあたり必要ではありませんが、基準によっては支給量が定型外となる場合については、実際に区で適用する基準を特定相談支援事業所で把握した上で計画案を作成する必要があるケースもあり得ます。その場合は、区において利用者本人の同意を得た上で、適用する基準等を事業所にお伝えいただくことになります。	
2		モニタリング期間の設定のし直しにかかるモニタリング結果の報告の提出がない場合の対応について	予めバッチ処理の有効期間終了者リストでモニタリング結果の提出が必要な者を把握したうえで、当月中に提出のない場合は特定相談支援事業所に連絡し提出を求め、提出されたモニタリング結果を確認して次のモニタリング期間を設定します。	
3	介護保険利用者	介護保険との併給者について、どのような場合にサービス等利用計画案の提出を求めるか	介護保険上のケアプラン作成対象者については、ケアプランにより対象者の日常生活全般の支援が行われるため、原則サービス等利用計画案の作成対象としません。ケアプランにおける障害福祉サービスの位置づけを確認し、支給決定を行います。ただし、申請者の希望するサービス種類および支援の内容等により、障害者特有の支援が必要であり、相談支援専門員の個別の支援が必要であると区役所が認める場合のみ、サービス等利用計画案の作成を求めるとなります。	
4	介護保険利用者	上記で、介護保険との併給者に計画案の作成を求める場合の「相談支援専門員の個別の支援が必要である」場合とは何か。	介護保険の対象者が、①障害者の支援の観点から、障害者に対する専門的な知見を有する相談支援専門員の支援が必要であると区が認め、かつ②利用者本人が希望している場合に計画案の作成を求めるものとします。 ①にあたる場合は、障害福祉サービス固有のサービス(横出しサービス)に限りません。また、横だしであることのみをもって判断するのではなく、利用するサービス全体から支援の必要性を判断する必要があります。	
5	介護保険利用者	65歳未満の生活保護者が介護扶助として福祉用具の利用を行い、障害福祉サービスとして居宅介護を利用するような場合、サービス等利用計画案の作成を求めるかどうか。	福祉用具の利用にあたり、ケアプランが作成されるため、原則計画案の作成を求めません。 ただし、福祉用具等の利用が単発で毎月介護扶助の支給がないような場合は計画案の作成を行うこととします。	24年10月変更
6	セルフプラン	セルフプランの取り扱いについて	計画案による支給決定については、本人に対する支援のほかに、第三者が計画案を作成することで、サービス利用の公平性や中立性を担保する意義があります。一方で申請者等が自らが作成する計画案を作成したいという希望がある場合には、その希望を尊重する観点から、セルフプランをサービス等利用計画案として受け付けます。 なお、セルフプランは特定相談支援事業所が作成するものに準じた内容であること、また、作成者本人が明確にその内容を説明できるものであることを要します(作成者よりその内容の趣旨等を確認する必要があります)。	24年10月変更
7	セルフプラン	セルフプランとして提出する様式について	セルフプラン用の様式を作成しましたので、作成希望者に対しては、当該様式をお渡しいただくようお願いします。 また、様式を「ウェルネットなごや」に掲載し、データでも提供できるようにしました。データでの提供を希望される方に適宜ご紹介いただくようお願いします。 (掲載場所) 「ウェルネットなごやトップページ」→「申請書・診断書ダウンロード」→「障害者自立支援法(障害福祉サービス等)に関する様式」	24年11月変更
8	セルフプラン	セルフプランの作成方法について照会があった場合の対応	支給決定を行う行政が、提出される計画案の内容自体に関わることは避けるべきと考えますが、様式中の項目の形式的な内容については、支給決定の際に勘案すべき資料として適切な内容の計画案が提出されるように適宜説明を行うようにしてください。	24年10月変更

No.	項目	質問	回答	備考
9		特定相談支援事業所以外の一般のサービス提供事業所が作成した計画案を受付けることができるか。	サービス提供事業所の従業者を兼ねる相談支援専門員が計画案を作成することについて制限があることに準じ、サービス提供をする事業所が作成した計画案は認めないものとします。	
10		計画案の作成が遅れる場合の対応について	<p>(新規申請の場合)</p> <p>特例介護給付で対応しますが、現行の運用に従い、介護者の死亡・急病による不在等で、緊急の支援の必要性がある場合(緊急やむを得ない理由)に限ります。また、利用できるサービスは、短期入所・居宅介護等の実際に支援がなければ生命・身体に影響を及ぼす可能性があるサービスに限られます。</p> <p>(更新の場合)</p> <p>現在利用中のサービスについては継続した支援が途切れることになってしまうため、申請行為はあるが計画案の遅滞について申請者に責任がない場合は、特例介護給付で決定を行うこととします。この場合、対象のサービスは特に限定しません。</p> <p>※特例介護給付の決定期間について</p> <p>月末までの整理で行います。このため、正式な支給決定期間の始期は翌月1日からとなります。</p>	
11		介護給付と訓練等給付の申請があり、障害程度区分認定がされる前に、先に訓練等給付の支給決定をしてほしいと希望が出された。この場合、計画案は2回作成する必要があるのか？	全体を通して一体的な支援計画とすべきであるため、1回の申請については、1回の計画案の作成とします。一次判定結果に基づき、介護給付と訓練等給付の両方を含んだ計画案を提出してもらい、まず訓練等給付の支給決定を行い、区分認定後に同じ計画案に基づき介護給付の決定を行います。2次判定で区分に変更があり、計画の内容自体を変更する必要がある場合には、当初提出されている計画案の修正を求めます。	
12		軽微な変更でも計画案の提出が必要か	報酬算定上、支給量を変更する必要がある場合等で、利用形態に全く変更がない場合は計画案の変更自体がされないので提出を求めません。また、変更すべき支給量が5週計算の予備量の範囲内(4日/35日)であるなど、少量の支給量の変更である場合には、利用形態の変更ではなく、サービス提供事業所の個別支援の中でその必要の有無が判断できる状況であるため、計画案の提出は求めないものとします。よって、申請者からの支給変更申請のみ受け付け、支給決定後に変更後の支給決定内容を利用者が特定相談支援事業所に連絡します。	
13		サービスの追加、支給量の変更の際の支給決定にあたり、モニタリング期間を「毎月ごと」(3ヶ月間)で設定する必要がある「サービス種類の変更、内容または量に著しく変動があった者」要件の判断方法	<p>以下のように、変更するサービスの種類、本人の生活状況の変化、介護を行う者の状況等より、必要と認める場合に行います。</p> <p>(サービス種類の変更)</p> <p>利用する事業所に変更がない場合で特段毎月のモニタリングをする必要がないと判断される場合を除き、原則として必要とする。</p> <p>(支給量の変更)</p> <p>元の支給量の概ね3割程度以上の支給量変更があり、かつ支給量変更の原因となった事由から当面利用状況の確認をすることが望ましいと判断できる場合</p>	
14		市外からの転入者の計画案についての手続きの流れ	支給決定後の本計画を作成する事業所が計画案を作成する必要があるため、計画案の作成は今後担当していく事業所に作成を依頼することを基本とします。そのため、転入前の住居との距離および希望する支給決定開始期間の関係上、計画案の作成が間に合わない場合には、一旦計画案に基づかない支給決定を3か月の支給期間で行い、3か月後の更新時までには計画案が作成できるように調整していただきます。	24年10月変更
15	24年度中の取り扱い	支給更新で、更新対象サービスは短期入所のみだが、その他にサービスを決定している場合に、24年度は計画案を求めるかどうか。	(25年度についても引き続き) 本人が希望する場合を除き、原則、計画案の作成は求めずに支給決定を行うこととします。	25年3月変更

No.	項目	質問	回答	備考
16		区役所で計画案の作成をすることは可能か	計画案の作成を支給決定を行う行政の側で作成することはできません。	
17	モニタリング	特定相談支援事業所は、モニタリングの都度、モニタリング報告書の提出をする必要があるのか。	モニタリング報告書の提出が義務付けられているのは以下の場合となります。 ①支給決定の更新や変更が必要となる場合 ②対象者の生活状況の変化からモニタリング期間の変更が必要な場合 ③モニタリング期間を設定し直す必要があるとき このため、受給者証上に定められたモニタリング実施月にモニタリングを行った場合でも、上記に該当しない場合には、区役所・保健所に報告書の提出は必要ありません。また、提出の必要があるのは①～③の際に実施したモニタリングのみで、それ以前に実施したものまで提出する必要はありません。	24年10月追加 マニュアルP232参照
18	計画案	計画相談支援の支給決定者で、移動支援のサービスの申請があった場合に、計画案の提出が必要か。	支給決定をするにあたって、計画案の提出が必要なサービスは、障害福祉サービス(介護給付、訓練等給付、地域相談支援給付)に限られます。移動支援や地域活動支援等の他のサービスの支給申請においては、計画案の提出は必要ありませんし、提出があった場合でも、計画相談支援給付費の報酬の対象とはなりません。 (国の基準上、計画案の内容に障害福祉サービス以外の福祉制度の利用を位置づける努力義務はありますが、報酬上の要件及び支給決定にあたり必要とされる要件とは区別されてくるものとなります)	24年10月追加
19	セルフプラン	家族がセルフプランを作成することはできるか。	セルフプランについては、本人以外の方(家族等)が作成することもできます。 支給決定後のサービス利用の検証をするという観点からは、セルフプラン作成者は、同居の家族等利用者の方のサービス利用について、支給決定後の状況の把握ができる方が作成するのが望ましいです。	24年10月追加
20	セルフプラン	セルフプラン作成者はモニタリング報告書の作成が必要か。	セルフプラン作成者は、モニタリング報告書の作成は必要ありません。	24年10月追加
21	モニタリング期間の設定	順次行っている、10月以降の更新にかかるモニタリング期間(〇月ごと)の設定について	新規申請にかかる決定ではないため、毎月ごと(3ヶ月間)のモニタリング期間設定はせず、更新の際の基準に従って決定(標準期間は6月ごとまたは1年ごと)する。	24年10月追加

No.	項目	質問	回答	備考
22	期間設定について	<p>下記想定例のように、次回の更新時期までの期間が短い場合の</p> <p>A 計画案の提出 B モニタリング期間の設定方法について</p> <p>(想定例) ・障害程度区分とサービスの支給決定期間にズレがあり、次回の更新時期までの期間が短い場合 ・もともとの更新時期の直前に支給量変更等の変更申請がされた</p>	 <p>上図のように、区分認定の有効期間の関係上、一旦サービスの支給決定期間を矢印の期間で切らなければならない場合、次回の障害程度区分更新時に合わせて行う支給決定(②の部分)までの期間が短くなるケースがあります。(①～②の期間(矢印の期間)は6カ月未満を想定しています。)</p> <p>A ②において新たな計画案の作成を求めるかどうか ①の計画案の提出の時点で、②の時点において新たな計画案の作成が必要かどうか判断し、必要がないと判断する場合には申請者及び特定相談支援事業者に対し、その旨を伝えます。②の更新案内においては計画案の作成依頼は添付せずに、更新の案内のみ行います。</p> <p>B ①～②の間(図の矢印の期間)のモニタリングの要否について 特段モニタリングの必要性が認められない場合は、モニタリング期間の設定をせずに(モニタリング期間なし)決定し、次回の更新時に通常の方法で設定します。</p>	24年10月追加
23		<p>計画相談支援が未決定の方の支給決定更新で、65歳到達を間近に控えている場合の計画案の提出の必要性について</p>	<p>例えば、10月更新を行うが、12月に65歳到達により介護保険該当の可能性がある場合、10月の時点で特定相談支援事業所を探して契約を結んで計画を作成しても、12月に介護保険該当となってしまうと計画相談の対象から外れてしまいます。このようなケースの場合、計画案作成の負担に比して対象なる期間が短くなってしまうこととなります。</p> <p>このため、更新月と65歳到達までの期間(図の矢印の期間)が6か月未満の場合には、計画案に基づく支給決定は行わず、介護保険非該当と確認された後で計画案に基づく支給決定を行うこととします。</p> 	24年10月追加

No.	項目	質問	回答	備考
24	期間設定について	既に計画相談支援の決定がある方で、65歳到達による2か月間の暫定的な支給決定を行う場合の A 計画案の提出 B モニタリング期間の設定方法について	 <p>上図のように65歳到達時までで支給決定期間を一旦区切って支給決定をします。その際、更新にあたっては介護保険の認定結果が出るまでの間、2か月の暫定的な支給決定を行います。その際に、①の時点で計画案の提出に基づいて2か月の決定を行いますが、その後②の時点での計画相談の取り扱いについて</p> <p>A ②で計画案の再提出の必要性 介護保険非該当の場合：①で提出された計画案をもとに支給決定を行います。 介護保険該当の場合：障害部分での支給決定がなお必要な方(障害部分の上乗せ決定等)については、介護保険のケアプランの提出を受けて支給決定を行います。</p> <p>B 2か月の支給決定期間中のモニタリングについて モニタリングの期間設定を行いません。</p>	
25	誤りの多いケース	計画相談支援給付費の支給期間の始期について	<p>(新規に計画相談支援給付費の対象となる者) 障害福祉サービスの支給決定日を始期に設定します。 例 居宅介護の更新で支給決定期間を24年10月1日～25年9月30日にして、支給決定を24年9月15日に行った場合 計画相談支援給付費の期間 24年9月15日～25年9月30日</p> <p>(既に計画相談支援給付費の対象となっている者) 更新前の支給期間の翌月 例 上記例の更新を行う場合 計画相談支援給付費の期間 25年10月1日～26年9月30日 (支給決定日に関わらない)</p>	24年10月追加
26	モニタリング期間の設定	支給決定はあるが利用がない方のモニタリング期間の設定について	例えば、短期入所のように、介護者の急な不在等の不測の事態のために支給決定がされている場合、申請時の段階で、当面サービスの利用の予定がないというケースがあります。その際のモニタリング期間の設定については、標準のモニタリング期間の設定を行う必要がないような場合については、モニタリング期間を「1年ごと」と設定してください。	24年10月追加

No.	項目	質問	回答	備考
27	モニタリング期間の設定	新規決定後モニタリング期間を毎月ごと(3カ月間)で設定したが、利用開始後すぐに利用をやめてしまった場合 ①モニタリングを実施してよいか ②モニタリング期間の設定の変更をしなければならないか	(利用者にも今後もサービスの利用希望がある場合) 当初契約した事業所でのサービス利用がうまくいかず、利用が一時中断してしまっているが、本人のサービスの利用希望はあり、次の事業所を探している、またはしばらくしたら再度利用したいと考えている場合、今後の利用支援のためにモニタリング自体を行う必要はあると考えられるため、以下のように取り扱います。 ①モニタリングの実施は、利用者にも今後もサービスの利用希望がある場合については可能とします。 ②①でモニタリングが可能であれば、当初のモニタリング期間の設定を変更する必要はありません。	24年10月追加
28	モニタリング期間の設定	新規決定で、モニタリング期間を毎月ごと(3カ月間)と設定する場合の、当該3か月の開始月について	例えば、1月1日から居宅介護の決定をする場合の、毎月ごとのモニタリング開始月の設定を、1月～3月とするのか、2月～4月とするのかについて 国の事務処理要領上の整理では、モニタリングの開始は、サービス利用開始から3か月の期間で設定することとされています。しかし、実際にサービスがいつ開始されるかは支給決定の段階では不明なため、便宜上、開始月はサービスの支給開始日の翌月から整理させていただいています。(支給決定マニュアルの帳票一覧の資料8-2で「モニタリング開始月の設定例」参照) 例 居宅介護 25年1月10日～26年1月31日 で新規決定した場合 モニタリング期間 毎月ごと (平成25年2月～平成25年4月) このため、実際の利用予定が明確で、かつ特定相談支援事業所からの計画案にもその旨の記載がある場合には、モニタリング開始月の設定を支給決定月からとすることは可能です。 例 上記例で、モニタリング期間の開始月を (平成25年1月～平成25年3月)	24年10月追加
29	モニタリング期間の設定	新規決定後モニタリング期間を毎月ごと(3カ月間)で設定したが、利用開始が当初より遅れてしまった場合。	No.28のとおり、毎月ごと(3か月)のモニタリングの期間はサービス利用開始から3か月とされているので、特定相談支援事業所等から、サービスの利用開始が遅れてしまいモニタリング期間の設定を変更の希望があった場合には、実際のサービス利用開始日より3ヶ月間で設定することができます。	24年10月追加
30	モニタリング期間の設定	(既に計画相談支援の給付決定がある方で)65歳到達により支給決定期間を誕生日の前々日で区切る場合のモニタリング期間の表記について	例えば、10月5日が誕生日で支給決定を誕生日の前々日で区切る場合、マニュアル上の設定ルールでは、計画相談支援の設定が以下のようになります。 居宅介護 ～平成25年10月3日 計画相談支援 ～平成25年10月3日 モニタリング期間 6か月ごと (～平成25年10月) このような場合、最終月のモニタリングにおいては、文言上モニタリング実施できる日には10月1日～3日の3日間しかないこととなるため、以下のように概ね1か月の期間を設定したモニタリング期間の記載を受給者証に補記してください。 モニタリング期間 6か月ごと (～平成25年10月) (ただし、最終月のモニタリングは平成25年9月4日～10月3日の間に実施するものとする)	24年10月追加

No.	項目	質問	回答	備考
31		サービス等利用計画案等(指定特定・障害児相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案を含む)の提出について、申請者からの理解が得られない場合には、計画案の提出なしに支給決定を行うことは可能か。	国のQ&Aには、同内容の質問に対し、「サービス等利用計画案等が提出されない場合には、やむを得ず計画案なしに支給要否決定を行うことになる。しかしながら、申請者に対し、計画案の作成の必要性について理解を求められたい。」とあり、例外的な場合があり得ることを示しています。 しかし、法律上は、支給決定を行うにあたっては、原則すべての申請に対して(介護保険のケアプラン作成者を除く)サービス等利用計画案の提出を求めるものとされています(法22条4項、則12条の2)。 よって、当該Q&Aの取り扱いについては、支給決定できず申請者の方に生活上の支障が生じることを避けるための例外的な取扱いとしてとらえ、原則は法律上に定められた運用を行い、やむを得ず決定する方に対しても、「計画案の作成の必要性について理解を求める」必要があります。	24年10月追加
32		居住地特例で他市町村の特定相談支援事業所に計画案の作成を求める必要がある場合で、担当する事業所が見つからない場合の支給決定方法について	他市町村の特定相談支援事業所の設置状況により、計画案の作成が困難な場合には、計画案の提出なしに支給決定を行うこととします。ただし、その際の障害福祉サービスの支給決定期間は、1年間として、翌年に計画案の作成を依頼します。	24年10月追加
33	セルフプラン	セルフプランの特定の項目の記載について、セルフプラン作成者からの理解が得られない場合には、当該項目について空欄で提出することは可能か。	記載できない項目については、セルフプランを提出いただいた窓口にて、記載できない理由を聴き取りつつ、申請者の方が希望する支援の内容を把握する等の対応をしていただくようにしてください。 しかしながら、項目自体は必須項目として設定されているものであるため、No. 31と同様に、記載いただく必要性について理解を求める必要があります。	24年11月追加
34	誤りの多いケース	モニタリング期間の設定について(「〇月～〇月」の設定)	モニタリング期間の設定は以下の通りとなります。 例 サービスの支給決定期間 平成25年1月1日～平成25年12月31日 計画相談支援給付支給決定期間 平成25年1月1日～平成25年12月31日 モニタリング期間 6か月ごと 上記の場合のモニタリング期間(〇月～〇月) ⇒ 〇(平成25年6月～平成25年12月) ×(平成25年1月～平成25年12月) モニタリングの開始期間を誤って設定しているケースがあるのでご留意くださいますようお願いいたします。	24年11月追加
35	報酬	サービス利用支援の報酬の算定の考え方について	【算定要件】 同一の特定相談支援事業所が、計画案⇒(支給決定)⇒本計画を実施した場合に算定できます。 【サービス提供月】 本計画を作成し、利用者から文書による同意を得た月がサービス提供月です。	25年3月追加

No.	項目	質問	回答	備考
36	報酬	計画相談支援給付費の算定に当たっての基本的な考え方	<p>○ サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費は、月額報酬のため同一の月に複数回行ったとしてもサービス利用支援費については1,600単位、継続サービス利用支援費については1,300単位しか算定することはできません。</p> <p>○ 同一の月に継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合は、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定します。</p> <p>○ サービス利用支援を行った後、同一の月に継続サービス利用支援を行った場合は、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の両方を算定できます。</p>	25年3月追加
37	報酬	利用者の心身の状況の急変や転居による環境の変化等により、同一の月に指定サービス利用支援(計画案の作成⇒本計画)を複数回行う場合に、同一の月にサービス利用支援費を2回分算定してもよいか。	サービス利用支援費は、月額報酬のため、同一の月に複数回行ったとしても1,600単位しか算定することはできません。	25年3月追加
38	報酬	モニタリング期間が1月(毎月)ごとと決定されている利用者で、やむを得ない事由により継続サービス利用支援を行うのがモニタリング月の翌月となった場合、前月実施予定だった継続サービス利用支援と当月実施予定となっている継続サービス利用支援を同一の月に行うことになるが、継続サービス利用支援費は2回分算定することは可能か。	継続サービス利用支援費は、月額報酬のため、同一の月に複数回行ったとしても1,300単位しか算定することはできません。	25年3月追加
39	報酬	継続サービス利用支援を行った結果、利用者の状態に変化があり、新たな支給決定若しくは支給量の変更等の必要が生じた場合、新たなサービス等利用計画を作成する必要があるため、継続支援サービス利用ではなくサービス利用支援として1600単位/月を算定できるか。	<p>算定可能です。</p> <p>なお、継続サービス利用支援を行った結果サービス等利用計画を作成するという一連の流れで行っている場合は、計画作成のアセスメントのプロセスをモニタリング(継続サービス利用支援)で行えているため、月をまたいだ場合も同様に継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定します。</p>	25年3月追加
40	報酬	継続サービス利用支援を行った直後に、利用者の心身の状況の急変や転居による環境の変化等により、新たな障害福祉サービス等の申請又は支給決定の変更の申請を行うことが必要となり、同一の月に継続サービス利用支援とサービス等利用支援を行うこととなった。継続サービス利用支援とサービス利用支援を一連の流れで行ったわけではないので、継続サービス利用支援費及びサービス利用支援費の両方を算定してもよいか。	同一の月に継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合は、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定します。	25年3月追加

No.	項目	質問	回答	備考
41	運用	計画案の提出後、支給決定がされたが、本計画作成の段階で、本人の体調や意向の変更等により、本計画作成に至らなかった方のモニタリングについて。	サービスをまだ利用していない方のモニタリングの考え方については、NO. 27を参照。 本計画を作成していない方について、そもそもモニタリングを実施できるかについては、制度上は本計画の作成を前提としてモニタリングをするものとなっているため、モニタリングの実施のためには、作成が遅れてしまったとしても、本計画をまず作成する必要があります。	25年3月追加
42	支給決定期間の調整	計画相談が未決定の方の変更申請では計画案の作成は要しないが、その際に3年サービスを追加する際の支給期間について、27年度までの本格施行との関係で支給期間を調整するべきか。	25年度も引き続き変更申請を契機に計画相談の開始はしないため、新たに3年サービスを決定する場合に、次の更新時期が27年度以降になってしまうケースがある。(例 サービス種類の変更で、今までの居宅介護を取消して生活介護を決定するようなケース) このような場合には、サービスの支給決定期間を1年として、次年度に計画相談支援を開始することができるように調整していただくようお願いします。	25年3月追加
43	モニタリング報告について	モニタリング報告書の利用者同意署名欄の記載は必須かどうか。	モニタリング時の同意署名については、国の基準省令上は特に定めはなく、モニタリングに当たってはその結果を記録しなければならないとはされている。区役所・保健所へモニタリング報告を行う場合には、当該報告が本人を介さず行われ、また、その結果モニタリング期間等の変更が行われるので、報告には本人の同意が必要と考えます。モニタリング報告書の「利用者同意署名欄」には本人の署名を必須で記入していただくようお願いします。 (モニタリング報告の取り扱いについてはNo. 17をあわせて参照)	25年3月追加
44	モニタリング期間の設定	18歳到達による障害者としての新規決定を行う際のモニタリング期間について	サービス種類、サービス提供事業所等に変更がない場合には、標準期間の設定は「6月ごと」で設定してください。	25年3月追加
45	支給期間	標準利用期間のあるサービスとその他のサービスを決定する際の計画相談支援の支給決定期間について	例えば、 当初 居宅介護 平成25年1月1日～平成25年12月31日 で決定していた方に サービス種類追加で 就労移行支援 平成25年4月1日～平成26年 3月31日 で決定する場合。 標準利用期間の関係で、当初決定されていたサービスと支給決定期間の終期を一致させることができず、支給期間にズレが生じる場合、計画相談支援の支給期間の終期をどちらのサービスにあわせるかが問題となります。通常は、最長のサービスに合わせますが、このケースの場合には、それぞれのサービスの更新がある都度最長のサービスの終期も変わるため、計画相談支援の終期が定まらず、モニタリング期間の設定も変わってきてしまいます。 このときは、便宜的に標準利用期間のあるサービスに計画相談支援の終期は合わせ、たとえ更新によりその他のサービス(例の場合、居宅介護の支給期間の方が長くなったとしても、計画相談支援の終期は変えないこととします。	25年3月追加
46	計画案	区役所・保健所へ提出するサービス等利用計画案は原本でなければならないか。	原本で提出していただくこととなります。	25年3月追加